

社会福祉法人弘優尽会役員等の報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人弘優尽会の理事及び監事（以下「役員等」という）の勤務実態及び法人に対する保証責任に応じた報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等が次に定める職務を行ったときは、当該役員に報酬を支給することができる。

- (1) 定款及び定款細則に定める職務を遂行したとき。
- (2) 理事会において決定し、文書にて依頼した職務を遂行したとき。
- (3) 法人の運営・経営に関し保証を行ったとき。

ただし、上記の職務を行うために勤務したと認められる責務と実態に応じて支給する。

(報酬の額)

第3条 常勤の理事長は月額640,000円とする。非常勤の場合は勤務実態により支給する。

その他の役員については必要に応じて理事会にて報酬額を決定する。

附記

この規定は平成15年11月1日から適用する。

この規定は平成20年4月1日から適用する。

この規定は平成29年4月1日から適用する。

この規定は平成30年4月1日から適用する。